

事務連絡
平成12年11月21日

各都道府県介護保健担当課（室）御中

厚生省老人保健福祉局振興課
老人保健課

申請に基づく要介護認定の取消しに係るQ & A 及びショートステイ床の特別養護老人ホーム床としての一時的活用に係るQ & Aについて

標記について、別添のとおりQ & Aを作成しましたので送付します。

各位におかれましては、内容をご了知の上、適切に対応していただきますようよろしくお願ひいたします。

申請に基づく要介護認定の取消しに係るQ&A

老人保健課

問 要介護認定の取消しに關し、介護保険法においては職権による取消しが規定されているが、要介護被保険者の申請に基づいて要介護認定の取消しを行うことは可能か。

(答)

介護保険制度上、要介護認定自体が申請に基づくものであることからして、申請に基づく要介護認定の取消しは否定されるものではない。

また、当該取消しの効力については、申請日に遡って効力を有するものではなく、取消し日以降の将来に向かってのみ存するものである。

(注) このような観点から、制度施行当初に特例的に認めた要介護認定申請の取り下げ（参考）と今回お示しする「申請に基づく要介護認定の取消し」とは異なるものである。

この際の手続としては、当該申請者から取消しを求める理由を記した申請書の提出をもって行うこととし、被保険者証の提出その他の手続については、職権による取消し（介護保険法第31条、介護保険法施行規則第48条）の場合に倣うこととする。

なお、当該取消し以後においては、要介護認定の申請を再度行うまでの間は介護保険法による給付を受給することができない。このことにつき、当該取消しの申請を行う者に対し十分説明し、理解の上で申請が行われるようにすることとされたい。

(参考)

事務連絡

平成12年5月9日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生省老人保健福祉局

介護保険課

老人保健課

要介護認定申請の取下げに係る取扱いについて

標記については、平成12年3月31日事務連絡「介護報酬等に係るQ&Aについて」の「③訪問看護」11から13において取扱いを示したところであるが、その趣旨については、下記のとおりであるので、管下市町村への適切な指導を図られたい。

記

- 1 介護保険制度は、要介護状態にある者やそのおそれがある状態の者に対して、訪問看護を含めたサービスを総合的に提供することにより、その者が自立した日常生活を送ることを支援することを目的としているが、介護保険の給付を受けるかどうかは、あくまで被保険者の申請に基づくものであること。
- 2 要介護認定等を受けた場合は、老人保健法第34条の2（第46条の5の8において準用する場合を含む）により、法律上医療保険と介護保険の給付調整が行われ、平成12年3月31日厚生省告示第177号（要介護被保険者等である利用者について指定訪問看護及び指定老人訪問看護の費用に要する額を算定できる場合）に掲げる場合を除き、介護保険の給付が受けられる場合には、医療保険の訪問看護は利用できないこと。他方、要介護認定等を受けていない場合の医療保険の訪問看護の利用については、原則として、従来どおりの取扱いであること。
- 3 上記事務連絡において示した要介護認定申請の取下げに係る取扱いは、訪問看護における医療保険と介護保険の関係について、上記1及び2に示した趣旨が十分周知されていない状況があることに鑑み行うものであり、管下の市町村等や関係機関に対し、その趣旨を踏まえて適切に運用されるよう指導されたいこと。
- 4 なお、障害者福祉施策において、介護保険と共に在宅介護サービスを提供するに当たっては、これに優先する介護保険で受けることができるサービスを確定させるため、要介護認定等の申請を行う必要があること。

平成12年3月31日事務連絡「介護報酬等に係るQ&Aについて」抜粋

11 医療上の必要性に基づいて訪問看護のみを利用している65歳以上の者から認定申請が出されたが、認定申請を取り下げたい旨の申し出があった。どのように取り扱うべきか。

(答)

要介護認定又は要支援認定（以下「要介護認定等」という。）の申請中であり、要介護認定等の結果が市町村から正式に通知されるまでの間においては、認定申請の取り下げは認められる。また、平成12年4月1日前までに行われる準備要介護認定等についても、平成12年4月1日前までは申請の取り下げが認められる。

ただし、平成12年4月1日以後は、認定の結果が本人に通知された時点で要介護認定等が確定することとなるため、原則として認定申請の取り下げはできない。

12 認定申請中等において認定申請の取り下げができるというが、具体的にどのような手順となるのか。

(答)

認定申請の取り下げを希望する者は、市町村に対して、書面（様式任意）により取り下げを希望する旨を申し出る。

当該申し出を受けた市町村は、当該者に対して被保険者証を返付するとともに、既に資格者証を交付している場合には資格者証の返還を求める。

なお、居宅サービス計画の作成依頼に係る居宅介護支援事業者名等の届出が行われている場合には当該届出はなかったものとみなすこと必要となる。

居宅介護支援事業者や介護サービス事業者に対する認定申請を取り下げた旨の連絡は、原則として取り下げを申し出た者が行うこととし、市町村はこの旨申し出を行ったものに周知することが必要である。

13 医療上の必要性に基づいて訪問看護のみを利用している65歳以上の者から、要介護認定等を受けなくとも医療保険から訪問看護が受けられることが十分周知されていなかったことを理由として、認定申請を取り下げたい旨の申し出があったが、どのように取り扱うべきか。

(答)

ご指摘のような点が十分周知されていなかった場合もありうることにかんがみ、制度移行時の特例措置として、制度施行1か月程度の間に限り、被保険者からの申し出に基づき、平成12年4月1日の制度施行当初から要介護認定等の申請がなされず要介護認定等が行われなかつたものとみなして取り扱って差し支えないものとする。

なお、この取扱いを受けることを希望する被保険者は、平成12年5月10日までに、市町村に対して、書面（任意様式）により、上記取扱いを希望する旨の申し出を行うこととする。この場合、市町村は既に交付済みの認定結果通知書の返納を求るとともに、被保険者証の提出を求め、被保険者証の「要介護状態区分等」などの欄の記載を削除して被保険者証を再交付することとなる。

その他、居宅介護支援事業者の届出や事業者等への連絡については前問の答えと同様の考え方である。

○ショートステイ床の特別養護老人ホーム床としての一時的活用に関するQ & A

振興課
老人保健課

問1 特例外所は、特別養護老人ホームの入所定員の5／100を限度として認められるということであるが、この計算において端数が生じた場合は、現行認められている福祉の措置等の場合と同様、小数点以下を切り捨てるのか。

(答)

貴見のとおり。

例えば、特別養護老人ホームの入所定員が50人の場合、特例外所者の上限は、 $50 \times 5/100 = 2.5$ の小数点以下を切り捨て、2人となる。

問2 特例外所者については施設入所扱いとなるということであるが、これに伴う、特別養護老人ホーム及び短期入所生活介護事業所に係る人員配置基準における取扱いはどのようになるのか。

(答)

特別養護老人ホームに併設される短期入所生活介護事業所における職員の員数については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成11年9月17日老企第25号)第10の1(1)ハにおいて、「生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、併設されているのが特別養護老人ホームである場合には、特別養護老人ホームとして確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、特別養護老人ホームの入所者と併設事業所の利用者の数を合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数とするものである。」とされているところである。

特例外所者を受け入れた際にも、この取扱いに特段の変更はない。つまり、特別養護老人ホーム本体入所者及び特例外所者と併設事業所の利用者の数を合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数を確保することとなる。

問3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第2条で入所者の数が50を超える場合は常勤換算方法で3以上看護職員を配置しなければならないこととされているが、50人定員であって、前年度の平均入所者数が49名の特別養護老人ホームが特例外所者を受け入れたことにより入所者の数が50人を超える場合についても規定通り看護職員を3名配置する必要があると考えるが如何。

(答)

貴見のとおり。

なお、職員数の算定に用いる入所者数の取扱いについては、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成12年3月17日老企第43号)第6(5)(2)に規定するとおり、増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合の入所者数は、増床の時点から6か月未満の間は便宜上ベッド数の90%を入所者数とすることとされており、例えば、50人定員の特別養護老人ホームで当該定員の5%と同数の特例外所者を受け入れる場合の入所者数は、前年度の平均入所者数が49人である場合には、 $49 + (2 \times 0.9) = 50.8$ 人≈51人となる。

また、今回の措置によって介護老人福祉施設、併設の短期入所生活介護事業所双方ともに定員が変更されるわけではないので、併設の短期入所生活介護事業所の利用定員が20名以上の場合については、従来通り短期入所生活介護事業所において看護職員を必ず1名以上常勤で配置しなければならないことに留意されたい。

問4 特別養護老人ホームにおいて従前から認められている福祉の措置等の入所に係る特例措置と今回の特例外所に係る介護報酬における取扱いの関係如何。

(答)

現行、福祉の措置又は病院若しくは診療所に入院中の入所者の再入所の時期が見込みより早くなつたこと（以下「福祉の措置等」という。）によりやむを得ず特別養護老人ホームの入所定員を超えることとなつた場合には、当該入所定員の5／100（当該定員が40名を超える場合は2名）を限度として、介護報酬の減算を適用しないこととしているところである。

今般の特例外所についても、当該入所定員の5／100を限度として、介護報酬の減算を適用しないこととするが、これは、福祉の措置等による定員超過の場合とは別個の新たな特例措置であることから、福祉の措置等による入所定員超過と特例外所による入所定員超過を合算して、特別養護老人ホームの入所定員の10／100の範囲内におさまっていればよいという取扱いではなく、それぞれの限度を遵守することとなる。

事例は以下のとおり。

(例)

特別養護老人ホームの入所定員100人の場合

福祉の措置等の入所者の上限；2人

特例外所者の上限 ; 5人 ($= 100 \times 5 / 100$)

したがつて、福祉の措置等の入所者が3人、特例外所者が4人という場合は、当該介護老人福祉施設入所者の介護福祉施設サービス費全体が70／100減算される。

] となる。

問5 特別養護老人ホームに併設される短期入所生活介護事業所において、ショートステイ利用者である福祉の措置等による利用者を含めたショートステイ利用者が利用定員と同数である際に、特例外所を受け入れることが可能であるのか。

(答)

特例外所は、短期入所生活介護事業所のベッドに空床があるときに限り認められるものであることから、現にベッドに空床がない状態で特例外所者を受け入れることは認められない。

問6 短期入所生活介護事業所において、特例外所者を受け入れた際の当該事業所における介護報酬上の取扱いについてはどのようになるのか。

今般の特例外所を受け入れた指定短期入所生活介護事業所における短期入所生活介護費に係る「月平均の利用者」の算定においては、ショートステイ利用者（福祉の措置等の利用者を含む）に特例利用者を含めるものであるから、例えば、短期入所生活介護事業所の利用定員が20人の場合は、ショートステイ利用者と特例利用者を合算した20名まで、又、福祉の措置等の利用者がある場合は、当該福祉の措置等の利用者1人（=20人×5／100）を含めたショートステイ利用者と特例外所者を合算した数が21人の範囲内までは、ショートステイ利用者の短期入所生活介護費は、介護報酬上減算されない。